

## 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」 見直しのスケジュール等について

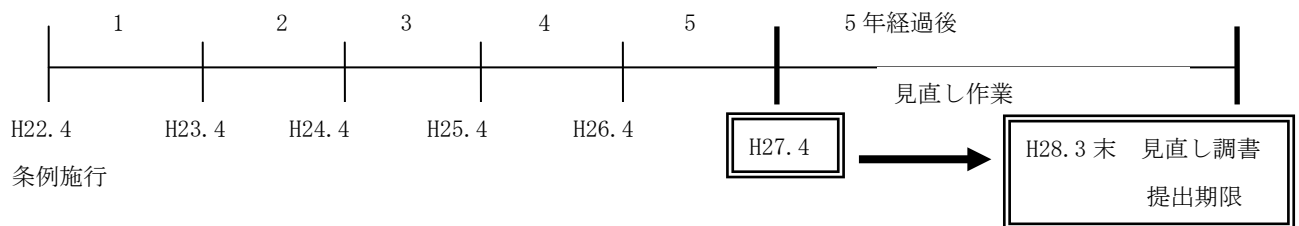
### 1 条例見直しのスケジュール

「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」（平成 22 年 4 月施行、以下、「条例」）では、附則 2 において、施行後 5 年経過後の見直し規定を設けている。

見直しのスケジュールは、庁内の要綱により、5 年経過後である平成 27 年 4 月以降、翌年 3 月末までに、別添の「条例見直し調書」を作成し、県議会の所管常任委員会へ報告することとなっている。

今回、5 年経過後の 27 年 4 月以降を見据え、かながわ協働推進協議会（以下、協議会）において見直しに向けた議論を行うこととする。

（参考）見直しのスケジュール



### 2 「条例検討部会」（仮称）の設置について

#### (1) 設置について

協議会設置要綱第 8 条において、「協議会は、必要に応じて、その協議事項に係る専門的事項を検討するため、部会を置くことができる。」と規定している。

条例見直しに向けては、前記「条例見直し調書」の作成、報告に向けて詳細かつ専門的な議論が必要となることから、協議会本体とは別に「条例検討部会」（仮称）を設け、議論することとしたい。

#### (2) 構成（案）

NPO 関係者、関係団体、学識経験者から 5 名程度

#### (3) 今後の開催スケジュール（案）

平成 26 年度中	1、2 回程度部会開催（第 1 回は 11 月頃を予定）
平成 27 年 3 月	平成 26 年度第 2 回協議会に報告
平成 27 年度中	2、3 回程度部会開催